

道路設計要領の改訂概要

章	改定概要
第1章 道路設計一般	・トンネル監査廊の切り欠き水路は設置しない図に訂正 (P1-12) ・トンネルの用地取得範囲を記載 (P1-18) ・道路区域決定及び供用開始前に実施すべき関係機関協議項目を記載 (P1-24)
第4-1章 土工	・法尻・法肩(道路区域境界)、小段、中央分離帯の防草対策について記載 (P4-1-43)
第4-3章 排水	・支道等横断箇所等での管渠等による原則暗渠化について記載 (P4-3-9) ・側溝最小標準断面の根拠として維持管理を考慮することを記載 (P4-3-9) ・防草対策について記載を充実 (P4-3-15,16) →中央分離帯の防草対策や用地境界までの張コンクリートを記載 ・集水桝の選定 (P4-3-38) →輪荷重がかかる場所については、「街渠桝：G1型」を採用するか構造計算を行う旨を記載 ・道路排水施設の維持補修について記載 (P4-3-39)
第4-4章 ボックスカルバート	・活荷重の計算方法に関する記述を訂正 (P4-4-15)
第7章 トンネル	・トンネル照明の光源はLEDを原則とすることについて記載 (P7-76) ・トンネル非常用設備機器の構造・性能・付加機能は、国交省の設備機器仕様書に準拠することについて記載し、設計要領の記述を削除 (P7-77～81) ・NTT一般専用回線の廃止に伴う受信制御機、制御装置のIP化について記載 (P7-85) ・トンネル覆工打継部の剥落防止対策 (P7-101) →剥落防止対策として繊維シートを接着 →覆工打継部の剥落防止、定期点検費のコスト縮減が図られる
第8章 舗装	・凍結深さ計算例(10年確率凍結指数)の時点更新 (P8-60～62) →算出に用いる実測気象データをH26(2014)～R5(2023)年度に見直し
第9-1章 歩道及び自転車歩行者道	・歩道等選定フローの見直し (P9-1-3,4) →道路交通法の自転車は車道通行の原則を踏まえ、自転車歩行者道を採用しないようフローを見直し →自転車歩行者道を採用していた箇所は可能な限り「自転車通行空間＋歩道」とするよう記載 ・歩道計画上の留意事項について記載 (P9-1-32) ・歩車道境界構造をフラット形式(ガードパイプ)に修正 (P9-1-32)
第9-2章 道路付属物	・案内標識に表示する道路名・特例地等の名称を更新 (P9-2-9～12) ・警戒標識の設置方針について記載 (P9-2-41) ・置き基礎タイプ防護柵設置について記載 (P9-2-89) ・道路反射鏡の設置箇所として道路の屈曲部を記載 (P9-2-97)
第12-1章 道路防災	・落石対策工の基本方針について記載 (P12-1-6)
全章	・適用基準等を最新版に修正